



仕事と生活のバランスづくり

基本目標 III

基本目標Ⅲ 仕事と生活のバランスづくり

主要施策6 就労の場における男女平等の促進

基本目標	主要施策	小分類	施策の方向	具体的取組	4年度実施計画	4年度実施計画を実現するため、どのような取組を行いますか。	担当課
Ⅲ	6	(1)	就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の促進	<事業所への労働関係法令の周知>職場における男女平等を図るため、男女雇用機会均等法や労働基準法、育児・介護休業法等の情報提供や啓発を行います。	研修の助成制度の周知や、啓発冊子・チラシの配布等により、事業所への労働関係法令の周知を図る。	泉南市事業所人権推進連絡会会員事業所を対象に大阪企業人権協議会サポートセンター主催の研修助成制度の周知及び、ハローワーク及び大阪府等労働関係機関からの啓発冊子やチラシなどを配布し啓発、情報提供を行う。	人権推進課
Ⅲ	6	(1)	就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の促進	<事業所への労働関係法令の周知>職場における男女平等を図るため、男女雇用機会均等法や労働基準法、育児・介護休業法等の情報提供や啓発を行います。	就労の場における男女平等を推進するため、積極的な情報発信に努めます。	ハローワーク及び大阪府労働事務所等関係機関から提供される啓発冊子やチラシを活用し、周知・啓発を行います。	産業観光課
Ⅲ	6	(1)	就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の促進	<男女間の賃金格差の解消>厚生労働省作成の「男女間賃金格差解消に向けた労使の取組支援のためのガイドライン」を活用し、同一価値労働同一賃金の考え方に立って男女の賃金格差の解消に向けた支援に努めます。	市職員は男女間の賃金格差はありません	市職員は男女間の賃金格差はありません	人事課
Ⅲ	6	(1)	就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の促進	<男女間の賃金格差の解消>厚生労働省作成の「男女間賃金格差解消に向けた労使の取組支援のためのガイドライン」を活用し、同一価値労働同一賃金の考え方に立って男女の賃金格差の解消に向けた支援に努めます。	研修の助成制度の周知や、啓発冊子・チラシの配布等により、事業所への労働関係法令の周知を図る。	泉南市事業所人権推進連絡会会員事業所を対象に大阪企業人権協議会サポートセンター主催の研修助成制度の周知及び、ハローワーク及び大阪府等労働関係機関からの啓発冊子やチラシなどを配布し啓発、情報提供を行う。	人権推進課
Ⅲ	6	(1)	就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の促進	<男女間の賃金格差の解消>厚生労働省作成の「男女間賃金格差解消に向けた労使の取組支援のためのガイドライン」を活用し、同一価値労働同一賃金の考え方に立って男女の賃金格差の解消に向けた支援に努めます。	様々な労働問題に対して、専門的な見地より助言を行います。	社会保険労務士会による労働相談及び弁護士による法律相談を実施します。	産業観光課
Ⅲ	6	(1)	就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の促進	<労働相談の充実>就労等に関する情報提供と相談体制を充実します。	様々な労働問題に対して、専門的な見地より助言を行います。	社会保険労務士会による労働相談及び弁護士による法律相談を実施します。	産業観光課

Ⅲ	6	(1)	就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の促進	<職場における健康維持・増進の取組支援 >メンタルヘルスに関する相談やカウンセリングの充実を図るなど、職場での健康管理の重要性について働きかけます。	研修の助成制度の周知や、啓発冊子・チラシの配布等により、事業所への労働関係法令の周知を図る。	泉南市事業所人権推進連絡会会員事業所を対象に大阪企業人権協議会サポートセンター主催の研修助成制度の周知及び、ハローワーク及び大阪府等労働関係機関からの啓発冊子やチラシなどを配布し啓発、情報提供を行う。	人権推進課
Ⅲ	6	(1)	就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の促進	<職場における健康維持・増進の取組支援 >メンタルヘルスに関する相談やカウンセリングの充実を図るなど、職場での健康管理の重要性について働きかけます。	メンタルヘルスについての理解を深めるための研修を実施する。年休消化に関してアナウンスを実施する。	全職員対象にメンタルヘルス(セルフケア・ラインケア・サポートケア)に関する研修を実施する。年休消化に関しては計画的な年休取得に努めるようアナウンスを実施する。	人事課
Ⅲ	6	(1)	就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の促進	<職場における健康維持・増進の取組支援 >メンタルヘルスに関する相談やカウンセリングの充実を図るなど、職場での健康管理の重要性について働きかけます。	就労の場における男女平等を推進するため、積極的な情報発信に努めます。	ハローワーク及び大阪府労働事務所等関係機関から提供される啓発冊子やチラシを活用し、周知・啓発を行います。	産業観光課
Ⅲ	6	(1)	就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の促進	<あらゆるハラスメント防止対策の働きかけ >あらゆるハラスメントは人権侵害であるという認識を深めるための啓発・学習活動を行うとともに、相談窓口の周知に努めます。	泉南市事業所人権推進連絡会やウェブサイト、チラシ等を通じ学習活動を行います。	泉南市事業所人権推進連絡会やウェブサイト、チラシ等を通じ学習活動を行います。	人権推進課
Ⅲ	6	(1)	就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の促進	<あらゆるハラスメント防止対策の働きかけ >あらゆるハラスメントは人権侵害であるという認識を深めるための啓発・学習活動を行うとともに、相談窓口の周知に努めます。	様々な労働問題に対して、専門的な見地より助言を行います。	社会保険労務士会による労働相談及び弁護士による法律相談を実施します。	産業観光課
Ⅲ	6	(1)	就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の促進	<あらゆるハラスメント防止対策の働きかけ >あらゆるハラスメントは人権侵害であるという認識を深めるための啓発・学習活動を行うとともに、相談窓口の周知に努めます。	内部通報制度、内部相談制度の周知に努める。	正規職員、任期付職員、会計年度任用職員の採用説明会開催時に周知する	人事課
Ⅲ	6	(1)	就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の促進	<「母性健康管理指導事項連絡カード」の啓発 >男女雇用機会均等法など、母性保護に関する法律・制度の遵守を働きかけ、働く女性の妊娠・出産に対して一貫した健康管理と健康支援をします。	働きながら妊娠、出産が安心してできるよう、情報提供を行う。	働きながら妊娠、出産をされる妊婦に、妊娠届出時に、「働きながら安心して妊娠・出産を迎えるために」のパンフレットを配布し、母性健康管理指導事項連絡カードの活用について説明を実施する。 母子健康手帳に掲載の、「働きながら」のサポート制度について説明を実施し、情報提供を行う。	保健推進課

Ⅲ	6	(1)	就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の促進	<「母性健康管理指導事項連絡カード」の啓発>男女雇用機会均等法など、母性保護に関する法律・制度の遵守を働きかけ、働く女性の妊娠・出産に対して一貫した健康管理と健康支援をします。	就労の場における男女平等を推進するため、積極的な情報発信に努めます。	ハローワーク及び大阪府労働事務所等関係機関から提供される啓発冊子やチラシを活用し、周知・啓発を行います。	産業観光課
Ⅲ	6	(2)	多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援	<公正な処遇が図られた多様な働き方の普及・促進>非正規雇用労働者がスキルアップ、キャリアアップができるような仕組みづくりについて事業所に働きかけを進めます。	研修の助成制度の周知や、啓発冊子・チラシの配布等により、事業所への労働関係法令の周知を図る。	泉南市事業所人権推進連絡会会員事業所を対象に大阪企業人権協議会サポートセンター主催の研修助成制度の周知及び、ハローワーク及び大阪府等労働関係機関からの啓発冊子やチラシなどを配布し啓発、情報提供を行う。	人権推進課
Ⅲ	6	(2)	多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援	<公正な処遇が図られた多様な働き方の普及・促進>非正規雇用労働者がスキルアップ、キャリアアップができるような仕組みづくりについて事業所に働きかけを進めます。	就労の場における男女平等を推進するため、積極的な情報発信に努めます。	ハローワーク及び大阪府労働事務所等関係機関から提供される啓発冊子やチラシを活用し、周知・啓発を行います。	産業観光課
Ⅲ	6	(2)	多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援	<再就職に向けた支援の充実>再就職のための情報提供、職業能力開発を進めます。	再就職を支援するための講座を開催します。	再就職を支援するための講座を開催します。	人権推進課
Ⅲ	6	(2)	多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援	<再就職に向けた支援の充実>再就職のための情報提供、職業能力開発を進めます。	関係機関から提供される最新の情報を速やかに発信し、広報・啓発に努めます。	地域就労支援センターにおいて、求人情報・職業訓練情報の提供を行います。また、再就職に向けた相談支援を行うと同時に、技能取得講座を実施します。	産業観光課
Ⅲ	6	(2)	多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援	<女性のためのチャレンジ支援>起業や社会活動にチャレンジしたい女性に向けた支援講座等の開催や補助金等のスタートアップ支援の情報を提供します。	社会情勢に応じた内容で「社会づくり講座」を開催し、女性の社会参画を支援します。	社会情勢を知るとともに、女性が社会参画するための情報提供を含めた、「社会づくり講座」を開催する。	人権推進課
Ⅲ	6	(2)	多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援	<女性のためのチャレンジ支援>起業や社会活動にチャレンジしたい女性に向けた支援講座等の開催や補助金等のスタートアップ支援の情報を提供します。	所管団体等への情報提供を行うことで、女性のためのチャレンジ支援の促進につなげる。	所管団体等への情報提供を行う。	政策推進課
Ⅲ	6	(2)	多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援	<情報教育の推進及びIT活用能力向上の機会の提供>男女がともに社会の中の多様な選択ができ、さまざまな分野に参画できるよう、パソコンスキルの習得やSNSの利活用方法などITに関連する講習を実施します。	パソコンスキルの習得やSNSの利活用方法などITに関連する講習・研修の周知や啓発冊子・チラシの配布等により、IT活用能力向上の機会の情報提供を図る。	講習・研修の周知や啓発冊子・チラシの配布については、最新の情報提供に努め、加配は迅速に行う。	人権推進課

Ⅲ	6	(2)	多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援	<情報教育の推進及びIT活用能力向上の機会の提供>男女がともに社会の中の多様な選択ができ、さまざまな分野に参画できるよう、パソコンスキルの習得やSNSの利活用方法などITに関連する講習を実施します。	パソコンクラブ等の利用促進を図る。また、Web公民館まつりやウェブ展示会を実施し、利用者がICT技術に触れ合う機会を提供する。	今までWebを使った情報発信の経験がない人に、Webの利用を身近な活動の中で、経験してもらえるように推進する。	文化振興課公民館
Ⅲ	6	(2)	多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援	<情報教育の推進及びIT活用能力向上の機会の提供>男女がともに社会の中の多様な選択ができ、さまざまな分野に参画できるよう、パソコンスキルの習得やSNSの利活用方法などITに関連する講習を実施します。	ITに関連する講座の開催を計画している。	よりニーズに即した講座内容とするため、NPO団体との調整や情報収集を行っていく。	生涯学習課(青少年センター)
Ⅲ	6	(3)	農業や自営業に従事する女性への支援	<女性の経済的地位の向上>家族経営協定の普及推進を図ります。また、女性認定農業者や女性指導農業者の育成を図ります。	家族経営協定の普及促進を図ります。また、女性認定農業者や女性指導農業者の育成を図ります。	各種制度の周知を図る。	産業観光課
Ⅲ	6	(3)	農業や自営業に従事する女性への支援	<農業・漁業に従事する女性グループのネットワーク支援>グリーンツーリズムなどを通じた都市農村交流や6次産業化に取り組む女性の活動等を支援します。	グリーン・ツーリズムなどを通じた都市農村交流や、6次産業化に取り組む女性の活動等を支援します。	6次産業化に取り組む方を支援するため、「泉南市6次産業化及び地産地消を推進するための戦略」を策定した。	産業観光課

基本目標Ⅲ 仕事と生活のバランスづくり

主要施策7 ワーク・ライフ・バランスの実現のための支援

基本目標	主要施策	小分類	施策の方向	具体的取組	4年度実施計画	4年度実施計画を実現するため、どのような取組を行いますか。	担当課
Ⅲ	7	(1)	仕事と生活の調和に向けた社会的気運の醸成	＜ワーク・ライフ・バランスの取組推進と情報提供＞長時間労働を改善していくため、事業所へのワーク・ライフ・バランスの啓発とともに、先進企業の好事例等の情報の収集や提供を積極的に行います。	研修の助成制度の周知や、啓発冊子・チラシの配布等により、事業所への労働関係法令の周知を図る。	泉南市事業所人権推進連絡会会員事業所を対象に大阪企業人権協議会サポートセンター主催の研修助成制度の周知及び、ハローワーク及び大阪府等労働関係機関からの啓発冊子やチラシなどを配布し啓発、情報提供を行う。	人権推進課
Ⅲ	7	(1)	仕事と生活の調和に向けた社会的気運の醸成	＜ワーク・ライフ・バランスの取組推進と情報提供＞長時間労働を改善していくため、事業所へのワーク・ライフ・バランスの啓発とともに、先進企業の好事例等の情報の収集や提供を積極的に行います。	関係機関から提供される労働に関する最新の情報を速やかに発信し、広報・啓発に努めます。	ハローワーク及び大阪府労働事務所等関係機関から提供される啓発冊子やチラシを活用し、周知・啓発を行います。	産業観光課
Ⅲ	7	(1)	仕事と生活の調和に向けた社会的気運の醸成	＜ワーク・ライフ・バランスの取組推進と情報提供＞長時間労働を改善していくため、事業所へのワーク・ライフ・バランスの啓発とともに、先進企業の好事例等の情報の収集や提供を積極的に行います。	特に建設現場における長時間労働の改善に向けた発注者の取り組みなども事例として公表されていることから、引続き事例等の情報収集等に努める。	事例等を多く保有している国、府などの情報から事例等を確認する。	契約検査課
Ⅲ	7	(1)	仕事と生活の調和に向けた社会的気運の醸成	＜事業所への男性の育児・介護休業取得の啓発＞男性の育児・介護休業制度を取得しやすい環境づくりや利用促進に向けた周知・啓発を行います。	研修の助成制度の周知や、啓発冊子・チラシの配布等により、事業所への労働関係法令の周知を図る。	泉南市事業所人権推進連絡会会員事業所を対象に大阪企業人権協議会サポートセンター主催の研修助成制度の周知及び、ハローワーク及び大阪府等労働関係機関からの啓発冊子やチラシなどを配布し啓発、情報提供を行う。	人権推進課
Ⅲ	7	(1)	仕事と生活の調和に向けた社会的気運の醸成	＜事業所への男性の育児・介護休業取得の啓発＞男性の育児・介護休業制度を取得しやすい環境づくりや利用促進に向けた周知・啓発を行います。	関係機関から提供される労働に関する最新の情報を速やかに発信し、広報・啓発に努めます。	ハローワーク及び大阪府労働事務所等関係機関から提供される啓発冊子やチラシを活用し、周知・啓発を行います。	産業観光課
Ⅲ	7	(1)	仕事と生活の調和に向けた社会的気運の醸成	＜事業所への男性の育児・介護休業取得の啓発＞男性の育児・介護休業制度を取得しやすい環境づくりや利用促進に向けた周知・啓発を行います。	【本市職員に対して】男性の育児・介護休業制度を取得しやすい環境づくりや利用促進に向けた周知・啓発を行う。	「休暇の手引き」や「育休等パンフレット」を周知し、男性の育児参加促進に努める。また取りやすい環境づくりには職場の理解、上司のマネジメントが必要不可欠のため、マネジメント研修を実施する。	人事課
Ⅲ	7	(2)	企業における仕事と子育て・介護の両立支援の取組の促進	＜顕彰制度等の周知＞「女性の能力活用」や「仕事と家庭の両立支援」など、働く場における男女平等参画に向けた取組を進める事業所を応援する大阪府の「男女いきいき元氣宣言」や「男女いきいきプラス」の登録制度を広く周知します。	女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の策定を促進し、大阪府の男女いきいき元氣宣言事業者の登録について情報提供を行います。	先進事例や市内事業所のニーズ等を総合的に勘案し、仕事と生活の調和や男女平等参画に積極的に取り組む事業所に対する顕彰制度について検討します。	人権推進課

Ⅲ	7	(2)	企業における仕事と子育て・介護の両立支援の取組の促進	<顕彰制度等の周知>「女性の能力活用」や「仕事と家庭の両立支援」など、働く場における男女平等参画に向けた取組を進める事業所を応援する大阪府の「男女いきいき・元氣宣言」や「男女いきいきプラス」の登録制度を広く周知します。	就労の場における男女平等を推進するため、積極的な情報発信に努めます。	ハローワーク及び大阪府労働事務所等関係機関から提供される啓発冊子やチラシを活用し、周知・啓発を行います。	産業観光課
Ⅲ	7	(2)	企業における仕事と子育て・介護の両立支援の取組の促進	<一般事業主行動計画策定の促進>女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定が努力義務である事業所(常時雇用労働者数が100人以下)に対して、情報提供や策定の働きかけを行います。	大阪労働局等関係機関からの情報提供を行います。	大阪府労働局等関係機関からの情報提供などを行い、企業における仕事と子育て、介護の両立支援の取り組みについて広報、啓発を図り、一般事業主行動計画策定の支援を行います。	人権推進課
Ⅲ	7	(2)	企業における仕事と子育て・介護の両立支援の取組の促進	<一般事業主行動計画策定の促進>女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定が努力義務である事業所(常時雇用労働者数が101人以下)に対して、情報提供や策定の働きかけを行います。	自発的な計画策定を促すため、積極的な情報発信に努めます。	ハローワーク及び大阪府労働事務所等関係機関から提供される啓発冊子やチラシを活用し、周知・啓発を行います。	産業観光課
Ⅲ	7	(3)	多様なライフスタイルに対応したサービスの拡充	<子育て支援の推進>男女平等参画の視点に配慮しながら「泉南市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて子育てと仕事の両立支援を推進します。	・地域子育て支援センターや子ども総合支援センター、認定こども園、保育所、幼稚園、関係公共機関において、子育てに関する情報の提供 ・午後7時までの延長保育の実施 ・産休明け保育の実施 ・病児保育(体調不良型)の実施	・関係機関と連携強化	保育子ども課
Ⅲ	7	(3)	多様なライフスタイルに対応したサービスの拡充	<子育て支援の推進>男女平等参画の視点に配慮しながら「泉南市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて子育てと仕事の両立支援を推進します。	地域子育て支援センター、関係公共機関において、子育てで世帯に寄り添う事業を開催する。また子育てに関する情報を提供する。	各事業に加え、平日に仕事をしている保護者が参加しやすいように、土曜日・日曜日のひだまりルームを開催する。父親の育児参加の促進、また働く母親の育児不安などに寄り添う支援を行う。	家庭支援課 (子育て支援センター)
Ⅲ	7	(3)	多様なライフスタイルに対応したサービスの拡充	<子育て支援の推進>男女平等参画の視点に配慮しながら「泉南市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて子育てと仕事の両立支援を推進します。	子育てで世帯に対し、個々の状況に応じての情報提供を行い、生活の安定を図る為の就労支援を行う。	それぞれの家庭の状況に応じ、経済的自立に向けての就労支援などに努め、日常生活の支援にも取り組みます。	生活福祉課
Ⅲ	7	(3)	多様なライフスタイルに対応したサービスの拡充	<子育て支援の推進>男女平等参画の視点に配慮しながら「泉南市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて子育てと仕事の両立支援を推進します。	引き続き、仕事と子育ての両立を支援するため、預かり保育を充実させるとともに、保護者の負担軽減のための減免制度などの情報提供を行う。	仕事との両立はもちろん、保護者の通院や保護者自身のエンパワメントなど預かり保育の理由は問わないこと、また減免制度があること等を保護者の状況に応じてわかりやすく情報提供する。	指導課

Ⅲ	7	(3)	多様なライフスタイルに対応したサービスの拡充	<子育て支援の推進>男女平等参画の視点に配慮しながら「泉南市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて子育てと仕事の両立支援を推進します。	保護者が安心して就労できるよう、留守家庭児童会で児童が基本的な生活習慣を身につける保育を行い、子育て支援につなげる。	日々の保育を通じて児童が基本的な生活習慣を身につけられるよう支援等を行う。	生涯学習課
Ⅲ	7	(3)	多様なライフスタイルに対応したサービスの拡充	<子育て支援の推進>男女平等参画の視点に配慮しながら「泉南市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて子育てと仕事の両立支援を推進します。	NPO団体や子育て支援センター職員と連携しながら子育て支援事業を実施します。	NPO団体への依頼や子育て支援センターとの調整を行い、より質の高い子育て支援事業を実施する。	生涯学習課(青少年センター)
Ⅲ	7	(3)	多様なライフスタイルに対応したサービスの拡充	<子育て支援の推進>男女平等参画の視点に配慮しながら「泉南市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて子育てと仕事の両立支援を推進します。	子育て支援情報を収集し、情報提供を行う。また乳幼児のおはなし会や、出張講座等の子育て支援事業を行う。	男女平等参画の視点に立ち、多様なライフスタイルに対応できる子育て支援事業を推進する。	文化振興課図書館
Ⅲ	7	(3)	多様なライフスタイルに対応したサービスの拡充	<子育て支援の推進>男女平等参画の視点に配慮しながら「泉南市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて子育てと仕事の両立支援を推進します。	働きながら妊娠、出産が安心してできるよう、情報提供を行う。	妊娠届出時に、「働きながら安心して妊娠・出産を迎えるために」のパンフレットを配布し、母性健康管理指導事項連絡カードの活用について説明を実施する。 母子健康手帳に掲載の、「働きながら」のサポート制度について説明を実施する。妊娠届出時に、働きながら妊娠、出産をされる妊婦及び父親となる方に、情報提供を行う。	保健推進課
Ⅲ	7	(3)	多様なライフスタイルに対応したサービスの拡充	<家族介護の支援>相談体制の充実や介護保険・障害福祉サービスの利用促進など、高齢者や障害のある人を介護する家族への支援を充実します。	家族介護慰労事業・要介護高齢者介護用品支給事業を実施	家族介護慰労事業・要介護高齢者介護用品支給事業により高齢者人を介護する家族への支援を行うとともに、包括支援センターやCSWと連携し、相談体制を充実させる	長寿社会推進課
Ⅲ	7	(3)	多様なライフスタイルに対応したサービスの拡充	<家族介護の支援>相談体制の充実や介護保険・障害福祉サービスの利用促進など、高齢者や障害のある人を介護する家族への支援を充実します。	障害者相談支援事業を実施するとともに関係部局や関係機関と連携し、障害福祉サービスの利用促進など、障害のある人や家族への支援を充実します。	泉南市自立支援協議会を核として、障害福祉サービス事業所や相談支援事業と連携し、相談支援を充実させる。	障害福祉課

基本目標Ⅲ 仕事と生活のバランスづくり

主要施策8 男性にとっての男女平等参画の促進

基本目標	主要施策	小分類	施策の方向	具体的取組	4年度実施計画	4年度実施計画を実現するため、どのような取組を行いますか。	担当課
Ⅲ	8	(1)	男性の家事・育児等への主体的取組の促進	＜男性向けの学習機会の提供＞料理、子育て、介護等、男性が生活面の技術を習得する機会を提供するとともに、父親としての自覚を促し、子育てに参加・参画するための学習機会を提供します。	市民交流センターを拠点に活動する団体等へ、料理・子育て・介護等の技術を取得する機会を提供する。	市民交流センターを拠点に活動する団体等へ、料理・子育て・介護等の技術を取得する機会を提供する。	人権推進課
Ⅲ	8	(1)	男性の家事・育児等への主体的取組の促進	＜男性向けの学習機会の提供＞料理、子育て、介護等、男性が生活面の技術を習得する機会を提供するとともに、父親としての自覚を促し、子育てに参加・参画するための学習機会を提供します。	男性が学習できる機会の提供を行う。	男性料理教室(保健センター開催の健康教室受講後の自主グループ)の活動を支援する。 妊婦とその家族を対象とした沐浴体験を行う「はじめまして赤ちゃん」事業や育児サロンを実施し、父親の参加を勧奨する。 母子手帳交付時に妊婦体験ジャケットの着用を勧奨する。	保健推進課
Ⅲ	8	(1)	男性の家事・育児等への主体的取組の促進	＜男性向けの学習機会の提供＞料理、子育て、介護等、男性が生活面の技術を習得する機会を提供するとともに、父親としての自覚を促し、子育てに参加・参画するための学習機会を提供します。	所管団体等への情報提供を行うことで、男性向けの学習機会の提供につなげる。	所管団体等への情報提供を行う。	政策推進課
Ⅲ	8	(1)	男性の家事・育児等への主体的取組の促進	＜男性向けの学習機会の提供＞料理、子育て、介護等、男性が生活面の技術を習得する機会を提供するとともに、父親としての自覚を促し、子育てに参加・参画するための学習機会を提供します。	男性料理クラブ等、生活関連のクラブへの利用推進を図る。また、男性が生活関連技術を習得できる講座等を実施できるように努める。	Webによる情報発信で、多くの男性が興味を持ったり、参加できるように図る。	文化振興課公民館
Ⅲ	8	(1)	男性の家事・育児等への主体的取組の促進	＜男性向けの学習機会の提供＞料理、子育て、介護等、男性が生活面の技術を習得する機会を提供するとともに、父親としての自覚を促し、子育てに参加・参画するための学習機会を提供します。	親子や家族で参加できる講座を多数実施します。	新型コロナウイルス感染症対策をしっかりと行うとともに、講座への参加促進のため、アンケートによるニーズ調査を実施します。	生涯学習課(青少年センター)